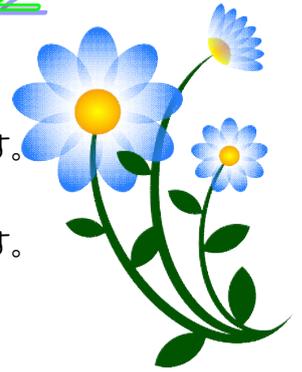


花見会計事務所だより No.92



6月も下旬になり、今年も早半年が終わろうとしています。
毎日 夏のような暑さとなっており、地球温暖化は確実に進んでしまっています。
熱中症にはくれぐれもご注意ください。
今回も前回に続き、今月支払いの給与から始まっている定額減税についてです。

【扶養親族の人数が変更になった場合】

Q. 令和6年7月以降に扶養親族の数が変わる場合は、月次減税額も変わることになりますか？

A. 最初の月次減税事務を行うときまでに提出されている扶養控除等申告書又は「源泉徴収に係る申告書」の記載内容に基づき判定し、これにより算出した月次減税額をもって控除を行うこととされています。したがって、例えば、7月に子の出生によって扶養親族の人数が増え、令和6年6月と7月とでは扶養親族の人数が異なることとなっても、月次減税額の増額は行いません。なお、こうした人数の異動により生ずる定額減税額の差額は、年末調整又は確定申告により精算されることとなります。

【控除外額(年調所得税額から控除しきれなかった年調減税額)のある人が死亡退職した場合】

Q. 控除外額のある人が死亡退職した場合には、この控除外額はどのようになりますか？

A. 控除外額のある基準日在職者が死亡した場合には、その死亡により源泉徴収義務者のもとを退職したことになるので、通常、源泉徴収義務者のもとで年末調整を行い、その人の年調所得税額から年調減税額を控除することにより定額減税額の精算を行うこととなります。

【未払給与(令和5年分)に係る月次減税】

Q. 令和5年 12 月分の給与のうち、未払となっていた部分を令和6年6月に支払いますが、この給与の支払時に徴収する源泉徴収税額から月次減税額を控除することはできますか？

A. 月次減税額は、令和6年分の給与等に係る源泉徴収税額から控除することとされています。したがって、設問のような源泉徴収税額(令和5年分の所得税)から控除することはできません。

【未払給与(令和6年分)に係る月次減税】

Q. 令和6年5月分の給与のうち、未払となっていた部分を同年7月に支払いますが、この給与の支払時に徴収する源泉徴収税額から月次減税額を控除することはできますか？

A. 月次減税額は、令和6年6月以後に支払われる令和6年分の給与等に係る源泉徴収税額から控除することとされています。したがって、令和6年分の未払給与が6月以後に支払われることとなったときは、その控除前税額から月次減税額を控除することとなります。



児玉より ひと言

今月のお給料計算から、定額減税が始まり、何かと大変かとは思いますが、宜しくお願いいたします。

花見会計事務所
Tel:026-248-7500
Fax:026-248-7507
e-mail: info@hanami-kaikei.jp
URL <http://hanami-kaikei.jp/>